

ノーズワークスポーツクラブ規約

Japan Nosework Sports Club (JNWSC)

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、ノーズワークスポーツクラブとし、通称 JNWSC という。

第2条 (設立日)

本会設立日は、令和2年1月1日とする。

第3条 (事務所所在地)

本会の事務所所在地は 東京都世田谷区奥沢 に置く。

第2章 目的

第4条 (目的)

ノーズワークスポーツクラブ (以下当クラブと呼ぶ) 会員、犬の飼い主・所有者に事業を通じて、知識、関心、教養を高め、パートナードッグのウェルフェアの向上に寄与することを目的とする。

- 2 ノーズワークというドッグスポーツの特性の維持、及び開発しこのスポーツの実施と発展を促進する。
- 3 ノーズワークというドッグスポーツに関する知識を伝え広める。
- 4 犬と犬の飼い主のための飼育に関する一般的な問題に注視し対処を行う。
- 5 犬と人間が共生できる社会を作り、健全なペット文化を形成していく。

第5条 (事業及び活動)

当クラブは、次の事業及び活動を営むことを目的とする。

- (1) ノーズワークトレーニングに関する知識の普及、情報提供事業。
- (2) クラブの活動と趣旨を示す。
- (3) クラブの活動に関する情報の提供。
- (4) 国内外のノーズワークの進展・発展に積極的に関わって行く。
- (5) ジャッジ、競技会主催者、インストラクター、その他関係者及びボランティアの養成。
- (6) におい認識テスト及び競技のルールを確立し、ジャッジ、インストラクター、その他関係者の認可及び認可の補助。
- (7) 当クラブのルールとガイドラインに沿った競技会の開催。
- (8) ノーズワークに関する調査、研究。

第3章 会員

第6条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会を希望するものは、別に定める申込書により代表者に申し込む。代表者は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会員は規約とガイドラインを守ること。
- 4 会員は適正に犬を飼育、管理すること。

第7条（入会金及び会費）

会員は、役員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は総会で決定する。
- 3 会員の家族は家族会員とし、会員が会費を支払っている場合割引される。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 期日までに会費が支払われなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

第9条（退会）

会員は、退会届を当クラブに提出することで退会が認められる。

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。除名された会員は、役員会の許可なしに再入会することはできない。

- (1) この規約、規則又はガイドライン等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 適正に犬が飼育、管理されていないとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

第11条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品はいかなる理由があっても返還しない。

- 2 デモ、政府の決定、自然災害、火災、配達の遅延等、クラブが管理不可能な状況のためイベントが実施不可能な場合、クラブは支払済みの料金の返還義務を負わない。
- 3 クラブは、未開催のイベントにより発生した損害または関節的費用について責任を負わない。

第4章 年次総会

第12条（種別）

本会の総会は、年次総会および臨時総会とする。

第13条（構成）

本会の総会は、会員（18歳以上）をもって構成される。

第14条（審議事項）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会議議長の任命及び、議事録を作成する書記の選出と議事録署名人の2人の選出
書記は投票集計人を兼任する
- (2) 非会員の総会への参加と議決権に関する決議
- (3) 書面提出期日の確認
- (4) 規約の変更
- (5) 事業報告及び収入や決算の承認と監査による報告
- (6) 前年度の総会決定事項についての確認報告
- (7) 役員会から付議された事項
- (8) A. 事業計画に関する決議
B. 会費等の金額の決議
C. 予算編成に関する決議
- (9) 役員及びサポートメンバーの選任と解任
- (10) 第5章に基づく代表と副代表の選任と解任
- (11) 監事及び副監事の選任と解任
- (12) 会計及び会計補佐の選任と解任
- (13) 第7章に基づく指名委員の選任
- (14) 9～13項の決定に関する決議
- (15) 会員の除名
- (16) 解散及び残余財産の処分
- (17) 合併、事業の全部もしくは一部譲渡
- (18) その他議題に関しては、総会6週間前までに書面または電子メールにて提出されたものに限る。その議題の扱いについて役員会が決定し声明を出す。

第15条（議題）

年次総会で取り上げる議題（提案・条約）に関するの要望は書面に署名の上、年次総会の6週間前に役員会に提出する。役員会は、要望を整理し年次総会の議題（提案）として提出する。

2 年次総会は、前条第1項に含まれない事項について役員会で議決されたもの以外、決断できない。決定する際は、臨時総会にて決断する。

第16条（費用）

年次総会と臨時総会の費用はクラブが負担する。

2 他の組織から派遣されたメンバーについては、その組織がメンバーの費用を負担する。

第17条（開催）

本会の総会は、年次総会及び臨時総会とする。

2 年次総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたととき。

(2) 役員会において開催の決議がなされたとき。

(3) 全会員の議決権の4分の1以上を有する会員から会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により請求が代表にあったとき。

(議題の内容に反論がある場合書面で署名し総会の前に提出する必要がある)

第18条（招集）

総会は、監事からの招集があった場合を除き、代表者または副代表が招集する。

2 総会は第17条第3項2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはクラブのホームページまたは電子メールをもって、21日前までに通知しなければならない。

第19条（議長）

総会の議長は、代表者もしくは代表者が指名した役員がこれにあたる。

第20条（議決）

総会における議決事項は、第18条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの規約に定めるものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決定する。

第21条（表決）

各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 投票は一般に公開されなければならない。

3 会議の決定事項は、他の方法（規則で決められたことなど）以外を除いて、最も多くの票を獲得した内容が適用される。

4 表決数が同数の場合は議長の意見が支持され、議長が決定できない場合はくじ引きで行われる。

5 議会での決定が保留となる場合、会議の終了宣告までに書面に署名し代表に提出する必要がある。

第22条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。
- 3 議事録は保管と公開の義務がある。

第5章 役員

第23条（種別及び定数）

本会に次の役員を置く。

代表 1人

役員 4人、6人、8人

役員補佐 1人以上4人以下

- 2 役員会で会員内外の書記1人、会計1人、会計補佐1人以上2人以下を任命する。
- 3 総会で監事1人以上3人以下を選任する。うち1人は監査に関する資格取得者でなければならない。
- 4 副代表は役員に含まれる。副代表は代表が任命する。

第24条（選任等）

役員は、年次総会で会員の投票により選出される。役職は役員会において任命する。

- 2 代表は、指名委員会により選出される。
- 3 代表及び副代表とその他役員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 監事は、役員を兼ねることはできない。
- 6 役員は、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えてはならない。

第25条（職務および権限）

代表者は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 代表者が事故等を理由により欠けたときは、副代表がその職務を代行する。
- 3 会計は、会計に関わる業務を行う。
- 4 会計補佐は、会計に関わる業務を補佐する。

- 5 役員は、役員会を構成しこの規約の定め及び役員会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の業務執行の状況を監査する。
 - (2) 本会の財産および会計を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務または財産に関し不正の行為又は法令、規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
 - (4) 役員の業務執行の状況について意見を述べ役員会の招集を請求する。
 - (5) 役員の業務執行の状況または財産の状況について意見を述べ、必要とあれば役員会の招集を請求する。

第26条（任期等）

代表者、監事の任期を1年とする。役員の任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、監事に関しては総会で後任の監事が選任されていない場合に限り 任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第27条（欠員補充）

役員又は監事のうちその定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第28条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第6章 役員会

第29条（構成）

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。役員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 監事は役員会に出席し意見を述べることができる。
- 3 役員会は参考人に意見を求めることができる。参考人は役員会の決定事項に議決権はない。
- 4 役員会は下部にワーキンググループを作ることができる。役員以外の外部に仕事の振

り分けができる。

第30条（機能）

役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を決議し実行する。

- (1) 役員の職務に関する事項
- (2) 総会に付議すべき第14条に関する事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 当クラブの資産（所有物）、記録と文書の保管、関係者に対する責任を持つ
- (5) 年次総会に必要な残高と損益計算書を含む会計（活動報告書）の作成
- (6) 年次総会の4週間前までに損益計算書と会計（活動報告書）の提出
- (7) 事業計画書の作成
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第31条（開催）

役員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表者が必要と認めたとき
- (2) 役員総数の2分の1から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第25条6項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第32条（招集）

役員会は、代表者または副代表者が招集する。

- 2 代表者は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはクラブのホームページまたは電子メールをもって、5日前までに通知しなければならない。
- 4 役員会は年に4回以上開催する

第33条（議長）

役員会の議長は、代表者又は代表者が指名した役員がこれに当たる。

第34条（議決）

役員会の議事は、役員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 議長が決められない場合、くじ引きで行われる。

第35条（表決）

各役員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールを持って表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、第34条第2項の適用については、結果を受け入れるものとする。
- 4 役員会の議決において、特別の利害関係を有する役員はその議事の議決に加わることはできない。役員会の議決が特定の理事に特別の利害を有する場合、監査人が3週間以内に監査をする

第36条（議事録）

役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 議事録は保管と公開の義務がある。

第7章 指名委員会

第37条（選任等）

総会にて指名委員を選任する。

- 2 指名委員は3人で構成され、そのうちの1人が指名委員長となる。
- 3 指名委員長と指名委員は平等の権利を有する。

第38条（職務）

希望すれば役員会に出席することができる。

- 2 役員会の議事録を閲覧できる。
- 3 年次総会の議題を提案できる（2週間前までに書面にて提出）。

第39条（任期等）

指名委員長は任期を1年とする。指名委員は任期を2年とする。

第8章 財産及び会計

第40条（財産の構成）

本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金等
- (4) 財産から生じる損益
- (5) 事業に伴う損益
- (6) その他の損益

第41条（財産の区分）

本会の財産は、活動に係る事業に関する財産のみとする。

第42条（財産の管理）

本会の銀行口座およびその他財産の管理は、会計担当者が行う。

第43条（会計の区分）

本会の会計は、活動に関わる事業に関する会計のみとする。

第44条（事業計画および予算）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表者が作成し、役員会の承認を経て年次総会の議決を経なければならない。

2 前項の書類については、全ての会員の閲覧に供するものとする。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時、代表者は役員会の議決を経て、予算成立日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

第46条（予備費の設定及び使用）

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、役員会の議決を経て既定予算の追加または更正することができる。

第48条（事業報告及び収入や決算の承認と報告）

本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会計担当者が作成し、監事の監査（2週間前）を受け、総会の

4週間前までに提出され、第14条の審議事項に基づき第20条第2項による総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

本会の事業年度は、1月1日から翌年の12月31日までとする。

第9章 規約の変更、解散及び合併

第50条（規約の変更）

本会の規約は、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経て変更することができる。

第51条（解散）

本会は、次にあげる事由により解散する

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により本会の解散の決議が有効となるためには、2年連続での年次総会で行われ、うち1回は年次総会であり2回目の年次総会で会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第52条（残余財産の処分）

本会が解散（合併または破産による解散を除く）した時に残存する財産は、前回の年次総会において議決された者に譲渡するものとする。

第53条（合併）

本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経る必要がある。

第10章 情報公開、個人情報の保護および公告の方法

第54条（情報公開）

本会は更正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第55条（個人情報の保護）

本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第56条（公告の方法）

本会の公告は、電子公告とする。